

分類 記号	A 3 - 1 - 2 - 6		
保存 期間	常(0)年	年 月 日まで	

会第 1051 号
令和 3 年 11 月 25 日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察建設工事成績評定要領の制定について（通達）

岐阜県警察及び岐阜県警察会計担当官が行う請負契約による建設工事成績評定については、「岐阜県警察建設工事成績評定要領」（平成22年3月8日付け会第129号）、「岐阜県警察工事成績評定評価委員会要領」（平成23年10月24日付け会第822号）及び「岐阜県警察工事成績評定審査委員会要領」（平成23年10月24日付け会第823号。以下これらを「旧評定要領等」という。）により運用しているところ、成績評定に係る評価項目を見直すとともに、旧評定要領等を整理したことに伴い、この度、新たに別添「岐阜県警察建設工事成績評定要領」を制定し、令和3年12月1日から施行することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧評定要領等は廃止する。

別添

岐阜県警察建設工事成績評定要領

第1 目的

この要領は、岐阜県警察及び岐阜県警察会計担当官が行う請負契約による建設工事（以下単に「建設工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定め、厳正かつ公正な評定を実施することにより、入札参加業者の適正な選定及び受注者の指導育成に資することを目的とする。

第2 用語の定義

この要領における用語の定義は、岐阜県警察建設工事監督及び検査要領（平成19年3月22日付け会第178号）に定めるところによる。

第3 評定の対象

評定の対象は、1件の最終契約金額が500万円を超える建設工事とする。

第4 評定者

評定を行う者（以下「評定者」という。）は、当該建設工事に係る検査員及び監督員とする。

第5 評定の内容

評定は、建設工事の施工状況、目的物の品質等について行うものとする。

第6 評定の方法

- 1 評定は、建設工事ごとに各評定者が独立して、厳正かつ公正に行うものとする。
- 2 評定の採点等は、岐阜県建設工事成績評定要領（平成15年3月18日付け工検第267号。以下「県要領」という。）第5に基づき行うものとする。
- 3 請負契約により、工事監理業務を実施している場合の評定は、当該工事監理業務の受注者との協議により行うものとする。

第7 評定の時期

検査員にあっては完成検査、中間検査及び出来形検査を行ったときに、監督員にあっては建設工事が完成したときに、それぞれ評定を行うものとする。ただし、再検査を行う場合及び出来形率が低く、評定するに足りない場合は、この限りでない。

第8 評定表の提出等

- 1 評定を行った検査員は、工事成績評定表（県要領工評定様式1号）を検査復命書に添えて、検査権者に提出するものとする。
- 2 完成検査とともに評定を行った検査員は、当該評定点を総務室会計課に報告するものとする。
- 3 総務室会計課は、当該年度の各県費工事に係る評定点を集計して岐阜県県土整備部技術検査課に報告するものとする。

第9 評定結果の通知

検査権者は、検査員から完成検査後の工事成績評定表の提出を受けたときは、工事成績評定結果通知書（別記第1号様式。以下「通知書」という。）及び項目別評

定点表（別記第2号様式。以下「評定点表」という。）により、遅滞なく評定結果を当該建設工事の受注者（本部検査の場合は、受注者及び当該建設工事を所管する所属又は予算の配賦を受け当該建設工事を担当することとなった所属（以下「工事担当所属」という。）の長）に通知し、工事担当所属において工事成績評定結果通知書の写しを閲覧に供するものとする。

第10 評定の修正

- 1 検査権者は、第9の通知をした後、当該評定結果を修正する必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。
- 2 検査権者は、評定結果の修正を行ったときは、通知書及び評定点表により、遅滞なくその結果を当該建設工事の受注者（本部検査の場合は、受注者及び工事担当所属の長）に通知し、工事担当所属においてその写しを閲覧に供するものとする。

第11 説明請求

第9又は第10による通知を受けた受注者は、当該通知を受けた日から起算して14日（休日等を含む。）以内に、工事担当所属の長に対し、評定結果に係る説明を書面により求めること（以下「説明請求」という。）ができるものとする。

第12 説明請求に対する回答

- 1 受注者から説明請求を受けた工事担当所属の長は、第15の1に定める評価委員会で検討の上、当該受注者に対し、工事成績評定に係る説明書（別記第3号様式）により速やかに回答するものとする。
- 2 工事担当所属の長は、説明請求に対する回答の結果について、総務室会計課長に報告するものとする。

第13 再説明請求

第12の回答を受けた受注者は、当該回答を受けた日から起算して14日（休日等を含む。）以内に、総務室会計課長に対して再度の説明を書面により求めること（以下「再説明請求」という。）ができるものとする。

第14 再説明請求に対する回答

受注者から再説明請求を受けた総務室会計課長は、第16の1に定める審査委員会の審議を経た上で、当該受注者に対して工事成績評定に係る再説明書（別記第4号様式）により回答するものとする。

第15 評定検討体制

- 1 評定結果に関する必要な検討を行うため、警察本部に評価委員会を置く。
- 2 評価委員会は、委員長及び委員をもって組織し、その構成は評価委員会構成表（別表1）のとおりとする。
- 3 評価委員会は、委員長が必要と認めた場合に各委員を招集し、第12の回答について検討するものとする。この場合において、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行するものとする。
- 4 評価委員会の庶務は、委員長が指名する者が行うものとする。

第16 評定審査体制

- 1 評定結果に関する必要な審議を行うため、警察本部に審査委員会を置く。
- 2 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織し、その構成は審査委員会構成表（別表2）のとおりとする。
- 3 審査委員会は、委員長が必要と認めた場合に各委員を招集し、第13の再説明請求に係る次の事項について審議するものとする。この場合において、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行するものとする。
 - (1) 受注者から再説明を求められた事項に関すること。
 - (2) その他必要な事項に関すること。
- 4 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 5 審査委員会の審議は、非公開とする。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会に当該評定に係る職員の出席を求め、又は学識経験者等の意見を求めることができる。
- 7 審査委員会の庶務は、総務室会計課が行うものとする。

第17 実施細目

この要領に定めのない事項については、必要に応じ、その都度決定する。

附 則 （令和3年11月25日付け会第1051号）

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

附 則 （令和5年3月8日付け会第132号）

この要領は、令和5年3月24日から施行する。

附 則 （令和8年7月28日付け会第817号）

この要領は、令和8年7月31日から施行する。

別表 1（第15関係）

評価委員会構成表

委 員 長	工事担当所属の長
委 員	工事担当所属の次席、副隊長、副所長、副センター長、副校長、副署長又は次長
	当該建設工事の検査員
	工事担当所属の担当者
	当該建設工事を所管する所属の担当者
	その他委員長が必要と認める者

別表 2（第16関係）

審査委員会構成表

委 員 長	総務室長
委 員	総務室参事官
	総務室会計課長
	総務室管理監
	総務室会計課次席

別記

第1号様式

第 号
年 月 日

受注者
(工事担当所属の長) 様

検査権者

工事成績評定結果通知書

岐阜県警察建設工事成績評定要領に基づき下記の工事について評定した結果を通知します。

- 1 工 事 番 号 第 記 号
- 2 工 事 名 工事
- 3 工 事 箇 所 地内
- 4 工 期 年 月 日～ 年 月 日
- 5 完成検査年月日 年 月 日
- 6 評 定 点 点
(修 正 評 定 点 点 【評定点が修正された場合のみ】)

受注者の受領日	年 月 日
受領者の署名	

※ 評定結果の内容に疑問がある場合は、本通知を受けた日から起算して14日以内（休日等を含む。）に工事担当所属の長に対し、書面により説明請求することができます。

第2号様式

工事番号：
工 事 名：

項 目 別 評 定 点 表

評 価 項 目	細 目	評定点 / 満 点
1 施 工 体 制	I 施工体制一般	/ 3.30点
	II 配置技術者	/ 4.10点
2 施 工 状 況	I 施 工 管 理	/ 13.00点
	II 工 程 管 理	/ 8.10点
	III 安 全 対 策	/ 8.80点
	IV 対 外 関 係	/ 3.70点
3 出来形及び出来ばえ	I 出 来 形	/ 14.90点
	II 品 質	/ 17.40点
	III 出 来 ば え	/ 8.50点
4 工事特性（加点のみ）	施工条件等への対応	/ 7.30点
5 創意工夫（加点のみ）	創 意 工 夫	/ 5.70点
6 社会性等（加点のみ）	地域への貢献等	/ 5.20点
7 法令遵守等（減点のみ）		点
8 完全週休2日制（土日）工事		点
9 簡易型総合評価履行確認（減点のみ）		点
評 定 点 合 計		/ 100点

受注者名

※ 評価項目のうち、評価対象外のものは適宜削除して通知すること。

第 3 号様式

第 号
年 月 日

受注者 様

工事担当所属の長

工事成績評定に係る説明書

年 月 日付けで説明を求められた工事成績評定結果の内容について、下記
のとおり回答します。

1 工 事 番 号 第 記 号

2 工 事 名 工事

3 説明を求められた事項に対する回答

第4号様式

第 号
年 月 日

受注者
(工事担当所属の長) 様

総務室会計課長

工事成績評定に係る再説明書

年 月 日付けで再説明を求められた工事成績評定結果の内容について、下記のとおり回答します。

記

1 工 事 番 号 第 号

2 工 事 名 工事

3 再説明を求められた事項に対する回答